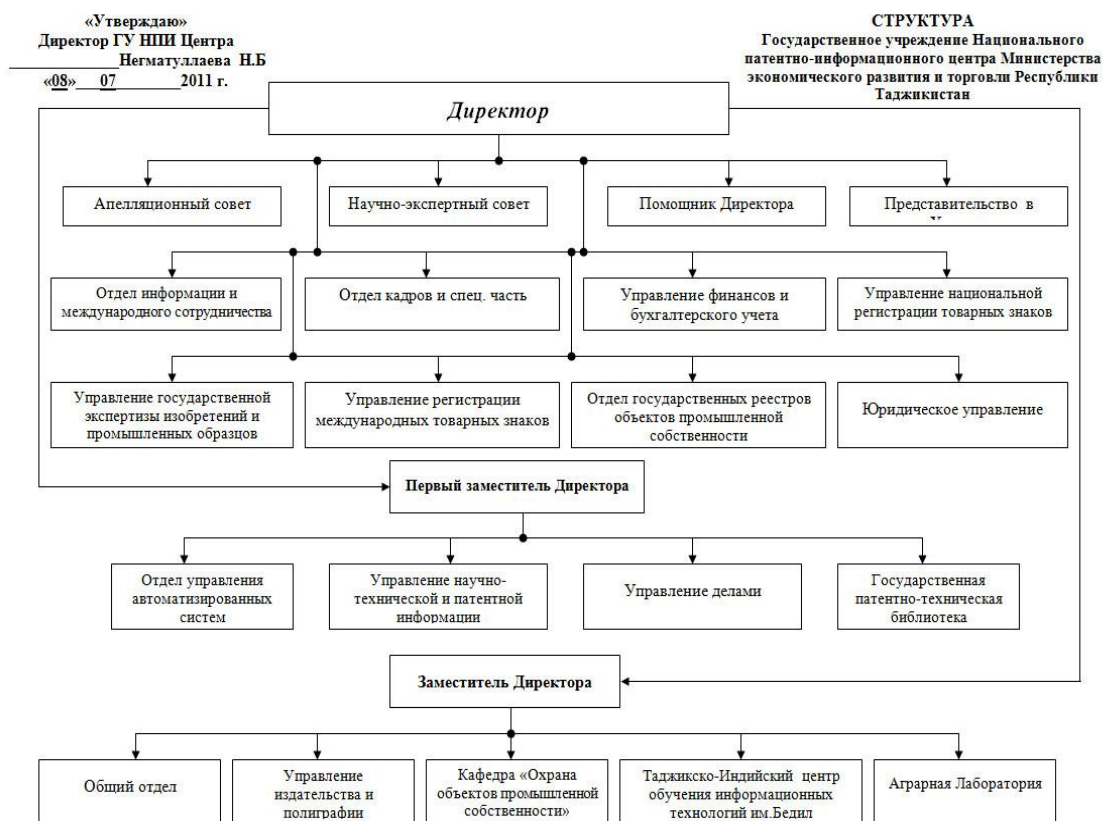


①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)				
②名称	Ministry of Economic Development and Trade of the Republic of Tajikistan National Center for Patents and Information (NCPI)				
③所在地	14a, Ainy Street, 734042 Dushanbe				
④連絡先	(電話)	(992 93) 522 24 24	(FAX)	(992 372) 22 21 38	
	(E-mail)	<a href="mailto:info@ncpi.tj">info@ncpi.tj</a>	(internet)	<a href="http://www.ncpi.tj/index.php/ru/">http://www.ncpi.tj/index.php/ru/</a>	
⑤組織の長	Director : Mr. Mirzo Ismoilzoda				
⑥沿革	<p>(1) タジキスタンは、旧ソ連邦を構成した15共和国の一つであったが、1991年12月25日以降は独立国である。</p> <p>(2) 特許法は、2004年法律第17号が制定され、2004年2月28日から施行されている。</p> <p>(3) 意匠法は、2004年法律第16号が制定され、2004年2月28日から施行されている。</p> <p>(4) 商標法は、2006年商標法(Chapter 1)により改正された。この改正法は、2007年3月5日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、地理的表示、半導体集積回路の回路配置				
⑩加盟条約	WIPO 1991/12/25	ベルヌ 2000/3/9	ブリュッセル PLT 2005/4/28	フィルム登録 レコード保護 2013/2/26	マドリッド(原産地表示) ローマ 2008/5/19
	ナイロビ(オリンピック) 1991/12/25	パリ 1991/12/25	ワシントン 2006/3/28	WCT(著作権) 2009.4.5	WPPT(演奏及びレコード) 2011/8/24
	シンガポール 2006/3/28	TLT 2002/8/15	ワシントン 2006/3/28	WCT(著作権) 2009.4.5	WPPT(演奏及びレコード) 2011/8/24
	ブタペスト 1991/12/25	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1991/12/25	マドプロ 2011/6/30	PCT 1991/12/25	ロカルノ 1991/12/25	ニース 1991/12/25
	ストラスブール 1991/12/25	ウィーン 1998/12/10	WTO 2013/3/2		

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2	9	9	3
		(内 外国出願)	1	9	9	3
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)	1	8	9	
	実用新案	全数		112	123	158
		(内 外国出願)		8	1	
	意匠	全数	72	81	71	58
		(内 外国出願)	72	81	71	58
		(内日本から)	2	2	3	
	商標	全数	2,832	2,560	1,821	2,252
		(内 外国出願)	2,509	2,248	1,821	2,049
		(内日本から)	51	38	32	28
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数			6	8
		(内 外国出願)			6	8
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)				
実用新案	全数		80	99	92	
	(内 外国出願)		5	3		
意匠	全数	53	77	66	47	
	(内 外国出願)	53	77	66	47	
	(内日本から)	2	2	2		
商標	全数	3,217	2,631	1,923	2,450	
	(内 外国出願)	3,025	2,376	1,923	2,247	
	(内日本から)	65	55	35	46	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> NCPIは、経済貿易省(Ministry of Economy and Trade)の下部組織である。



(出典): NCPI HP

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)		
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010年7月21日施行(2010年法律第624号) (注) 2010年法律第624号は本件解析事項とは無関係な事項の改正につき、本件は従前の2004年法律第17号(2004年2月28日施行)により解析した。	
	③地理的効力の範囲	タジキスタン共和国内のみ (特許法の前書き)	
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国	
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条)	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を代理人に選任しなければならない。(特許法第11条)	
	⑦出願言語	タジク語又はロシア語 (特許法第12条)	
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 短期特許は出願日から10年。(特許法第4条)	
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条)	
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から6月間。 ・出願人又は出願人から直接又は間接に情報を得た者による開示。 (特許法第6条)	
	⑪非特許対象	(1) 科学的理論及び数学的方法 (2) 経済の組織方法及び運営方法 (3) 従来的な計画、規則 (4) 精神活動を遂行するための規則及び方法 (5) コンピューターのアルゴリズム及びプログラム (6) 建築計画、等 (7) 回路配置 (8) 公共の利益、人間性や道徳の原則に反するもの (特許法第6条)	
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第4条)	
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から3年以内。この期間内に審査請求をしないときは、出願は取下げたものとみなされる。(特許法第20条)	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第23条)	
	⑯異議申立制度の有無	無。	
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第32条)	
	⑱実施義務	有。5年。特許付与公示日後、継続して5年の不使用は、不使用取消の対象となる。 (特許法第28条)	
	⑲費用 単位 TJS (タジキスタン・ソモニ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料                    50 TJS                    20 TJS(1超の各発明につき) 審査請求料            410 TJS                    330 TJS(1超の各発明につき) 登録料  [特許権維持に掛かる費用] 年金	
	⑳料金減免措置の有無	無。	
	㉑PCTIにおける国内料金減額措置の有無	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料が20%減額される。	

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)	
②最新実用新案法の施行年月日 「Petty Patent」	2010年7月21日施行(2010年法律第624号) (注) 2010年法律第624号は本件解析事項とは無関係な事項の改正につき、本件は従前の2004年法律第17号(2004年2月28日施行)により解析した。	
③地理的効力の範囲	タジキスタン共和国内のみ (特許法の前書き)	
④他国制度との関係	無。	
⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条)	
⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を代理人に選任しなければならない。(特許法第11条)	
⑦出願言語	タジク語又はロシア語 (特許法第12条)	
⑧特許権の存続期間及び起算日	小特許の存続期間は、出願日から10年。 (特許法第4条)	
⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条)	
⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から6月間。 ・出願人又は出願人から直接又は間接に情報を得た者による開示。 (特許法第6条)	
⑪非特許対象	(1) 科学的理論及び数学的方法 (2) 経済の組織方法及び運営方法 (3) 従来的な計画、規則 (4) 精神活動を遂行するための規則及び方法 (5) コンピューターのアルゴリズム及びプログラム (6) 建築計画、等 (7) 回路配置 (8) 公共の利益、人間性や道徳の原則に反するもの (特許法第6条)	
⑫実体審査の有無及び審査事項	無。小特許は、出願の予備審査(新規性及び産業上の利用性を有するかについての審査)の方式要件の審査のみによって付与される。(特許法第4条、第21条)	
⑬審査請求制度の有無	有。小特許の所有者は、当該小特許の有効期間中、何時でも実体審査を特許庁に請求することができる。(特許法第20条)	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第23条)	
⑯異議申立制度の有無	無。	
⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第32条)	
⑱実施義務	有。5年。特許付与公示日後、継続して5年の不使用は、不使用取消の対象となる。 (特許法第28条)	
⑲費用 単位 TJS (タジキスタン・ソモニ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料                    50 TJS                    20 TJS(1超の各発明につき) 審査請求料            410 TJS                    330 TJS(1超の各発明につき) 登録料  [特許権維持に掛かる費用] 年金	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料が20%減額される。	

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2004年2月28日施行(2004年法律第16号)
	③地理的効力の範囲	タジキスタン共和国内のみ (意匠法の前書き)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作考案者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を代理人に選任しなければならない。 (意匠法第4条)
	⑦出願言語	タジク語又はロシア語 (意匠法第11条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年延長できる(最長15年)。 (意匠法第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第5条)
	⑩グレースピリオド	有。創作者、出願人又は創作者、出願人から直接又は間接に情報を得た者による開示から6月。 (意匠法第5条)
	⑪不登録対象	(1)物品の技術機能のみにより決められた意匠 (2)建築物及び産業上、水圧技術上及び他の動かない構造物に関する意匠 (3)印刷物それ自体に関する意匠 (4)液体、ガス及び乾燥した物質のような安定していない形状のものに関する意匠 (5)公の秩序又は道徳に反する意匠 (意匠法第5条)
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第19条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(タジキスタンは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。 (意匠法第27条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)	
	②費用 単位 TJS (タジキスタン・ソモニ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 (情報が得られませんでした)
		優先権主張料
		審査請求料
		登録料
		[意匠権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料
	③料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)

①国名	Republic of Tajikistan (TJ) (タジキスタン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2007年3月5日施行 (2006年法律第234号(Chapter 1))
	③地理的効力の範囲	タジキスタン国内のみ (商標法第6条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (商標法第1条、第22条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標、音響商標、色 (商標法第5条)
	⑦出願人資格	自然人及び、承継人(自然人、法人) (商標法第2条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タジキスタンに非居住の出願人は、タジキスタンの特許弁護士を代理人に選任しなければならない。 (商標法第9条)
	⑪出願言語	タジク語又はロシア語 (商標法第2条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第16条)
	⑬グレースピリオド	有。公認の国際博覧会での展示日から3ヶ月。 (商標法第10条)
	⑭不登録対象	(1) 識別性を欠いている標章 (2) 国の紋章、国璽、官の御璽、外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似した標章 (3) 商品またはサービスの形状、品質、効用又はその他の説明を表示するもの (4) その商品に単に一般的に用いられる名称、図形、記号からなる標章 (5) 製造者やその製品について誤った又は誤認させるような標章 (6) 公衆の利益、人間性や道徳の原則に反する標章 (7) 関連商品又は役務の地理的原産地またはそれら商品又は役務の性質もしくは特徴に関し公衆若しくは業界を誤認させるおそれのあるもの (商標法第6条、第7条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第13条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	無。
	㉓無効審判制度の有無	有。商標法第7条の規定に反することを理由とするときは、登録日から5年以内に申立を行わなければならない。 (商標法第29条、同第7条(1))

